

# 水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項（案）

## I 総論

### 1 現状

#### (1) 水道事業を取り巻く状況

水は生活に必要不可欠なものであり、その水の安定的供給を目指してこれまで水道の整備が図られてきた。その結果、現在、我が国の水道は97.7%の普及率を誇り（平成25年度末）、また、水質の面でも世界に誇る「安全でおいしい水」の供給を達成しているところである。

しかし、この日本の水道を持続していくためには、昭和40-50年代の建設投資ピークから40年（管路の法定耐用年数※）が経過し老朽化が進む水道施設の更新が課題であり、また、大規模災害に備えた水道施設の強靱化が求められている。加えて、人口減少社会の到来による給水人口・給水量の減少とそれに伴う料金収入の減少により厳しくなる事業環境への対応が必要である。

※ 法定耐用年数とは、減価償却資産の耐用年数として法令上に定められている年数。資産の種類別に一律に一定の年数が設定されている。

#### (2) これまでの取組と課題

##### （新水道ビジョン等の取組）

厚生労働省では、水道ビジョン（平成16年6月策定。平成20年7月改訂。）や新水道ビジョン（平成25年3月策定）により、水道のあるべき将来像と具現化するための方策等を示すとともに、水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月厚生労働省健康局水道課作成。以下「アセットマネジメントの手引き」という。）や水道の耐震化計画策定ツール（平成27年6月厚生労働省健康局水道課作成）、水安全計画作成支援ツール（平成20年12月厚生労働省健康局水道課作成）など各種ツールの提供、予算措置による誘導等により、水道事業者による取組を長年にわたり促してきた。

33 (老朽化の進行、耐震性の不足)

34 しかしながら、水道管路の経年化率（法定耐用年数(40年)を超えた  
35 管路の割合）は年々高まり、平成26年度末において12.1%に達し  
36 ている一方で、管路更新率（全管路に占める更新された管路の割合）は  
37 低下傾向にあり、平成26年度末において0.76%に止まっている。

38 平成26年度末の数値で単純計算するとすべての管路を更新するのに  
39 約130年かかる計算となり、水道施設の老朽化への対応は十分になさ  
40 れているとは言い難い。

41 また、耐震化についても、配水池の耐震化率が49.7%（平成26  
42 年度末。以下同じ。）、浄水施設では23.4%、基幹管路の耐震適合率  
43 は36.0%に止まるなど、まだ十分な取組はなされていない。

44 なお、水道施設の老朽化の進行や耐震性の不足は、国認可、都道府県  
45 認可のいずれの水道事業者においても見られる状況である。

46 (注) いずれも簡易水道事業を除いた数値。

47  
48 (水道料金の設定水準)

49 1) 赤字基調

50 施設更新等で必要となる財源の確保についても、水道事業は地方公  
51 企業法（昭和27年法律第292号）が適用され、独立採算が原則とさ  
52 れているにも関わらず（給水人口が5千人以下の簡易水道事業を除く。）、  
53 全体的な傾向として給水原価が供給単価を上回り、水道料金で資産維持  
54 を含めた事業運営に必要な経費を賄っていない状況が見てとれる。

55  
56 2) 資産維持費の見積もり不足のおそれ

57 また、「アセットマネジメントの手引き」の中で、その出発点として  
58 求められている※水道施設の更新需要の試算の実施率が平成26年度に  
59 おいて59.9%に止まること（簡易水道事業を除いた数値）、試算結  
60 果を更新計画等へ反映している事業者は更に限られることを踏まえる  
61 と、水道料金に資産維持費を組み込んでいない場合や、組み込んでいる  
62 場合であっても、数十年単位の長期にわたる収支バランスの評価を十分  
63 に行わないまま水道料金の設定を行っている例が少なくないと想定さ  
64 れる。

65 これでは、人口減少社会を踏まえ、将来を見据えた経営がなされてい  
66 るとは言い難い。

67

68 ※ 「アセットマネジメントの手引き」では、更新需要・財政収支見  
69 通しを立てた上で、それを活用することまでを含めて、アセットマ  
70 ネジメントとしている。本稿では、この意味でアセットマネジメン  
71 トを用いる。

72

73 (職員数の減少・高齢化)

74 これらの課題に対応するためにも、今後厳しさが強まる事業環境に対  
75 応していくためにも、水道事業者は知恵を絞り戦略的に事業経営に当た  
76 る必要があるが、職員数の減少や職員の高齢化が進む状況にあり、組織  
77 体制の面でも、厳しくなる事業環境に応じた経営基盤が確保されている  
78 とは言い難い。

79 特に給水人口の少ない事業者になるほど、職員数が減少しており、職  
80 員数のごく少ない事業者においては自力でこれらの問題に対処すること  
81 がきわめて厳しい状況も見受けられる。

82

## 83 2 新たな方策の必要性と方向性

### 84 (1) 早期の対応の必要性

85 更新時期にある水道施設の更新を先延ばしし、耐震性の不足する水道施設  
86 を放置することは、そう遠くない将来、老朽化による漏水事故の頻発を招き、  
87 国民生活に重大な影響を及ぼすことや、火災時に十分な消火活動を行えない、  
88 水害時土砂の清掃ができないといった事態を招きかねない。

89 また、人口減少社会が到来し、水道料金収入の減少が現実となった今、施  
90 設の更新は先延ばしすればするほどに、財源確保は厳しくなると予想され、  
91 早期に対応しなければ、課題への対応がより困難になる。

92

### 93 (2) 人口減少社会における水道事業

94 人口規模が縮小することを踏まえると、水道事業の在り方、事業規模  
95 や施設の保有・更新の在り方にも自ずと変化があるべきである。

96 水の需要量に応じて施設規模を縮小させる、施設の共同利用を行う等  
97 の取組は、経営の効率化につながり、同水準の料金収入であっても水道  
98 施設の更新等の将来への投資の余裕を生み、水道事業の持続性向上へつ  
99 ながることから、水道事業基盤強化方策の展開に当たっては、常に、今  
100 後の水需要予測に沿ったものとなっているか留意する必要がある。

101

102 (3) 新たな行政手法の必要性

103 今まで各種ツールの提供や予算措置により水道事業の取組の促進を図  
104 ってきたが、これまで述べてきたように水道施設の更新や耐震化が今な  
105 お課題である。早期に取り組み始めなければ課題への対応が一層困難に  
106 なる想定されることを踏まえると、水道事業者における取組を一層促  
107 進するために、国は、従来の手法から一步も二歩も踏み込んだ行政手法  
108 を検討するべき時期に来ている。

109

110 II 各論

111 1 国及び地方公共団体の責務の整理

112 (1) 国及び都道府県の責務

113 水道の安定供給それ自体は水道事業者の責務であるが、後述するとおり、  
114 個々の事業者の働きだけでは水道の安定供給を将来にわたって維持・継続す  
115 ることは困難な場合が想定される。水道は国民の日常生活に直結し、その健  
116 康を守るために必要不可欠な社会基盤であり、供給が途切れることがあつて  
117 はならないことを踏まえると、個々の水道事業者の取組のみに任せるのでな  
118 く、国や都道府県においても、水道の持続性の向上に向け、その役割を果た  
119 す必要がある。

120

121 (国の責務)

122 国は、これまで水源開発等の水道の整備に関する基本的・総合的施策  
123 を策定・推進するとともに、水道事業者等に対して必要な支援を行って  
124 きたところであるが、水道の普及率が高まった現在では、今後とも、普  
125 及した水道が維持され、将来世代に受け継がれるよう、水道事業の持続  
126 性を高める施策を講ずることをその責務とすべきである。

127 具体的には、国は、認可権者として認可事業者にアセットマネジメン  
128 ト等の水道の持続性を高める取組を適切に行うよう働きかけるとともに、  
129 水道事業者間の連携を推進し、また、緊急に実施すべき事業等について  
130 は引き続き必要な予算措置を図る等により、水道が維持されるよう取り  
131 組むべきである。

132

133 (都道府県の責務)

134 給水人口が5万人以下等の水道事業者に対する認可権限は国から都道

135 府県へ移譲されていることを踏まえると、都道府県は、認可権者として、  
136 国と同様に、認可した水道事業者の持続性を高める施策を講ずる責務を  
137 有するというべきである。

138

139 また、都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体であり、市  
140 町村に関する連絡調整事務を担う立場にある。

141 都道府県が認可する中小規模の水道事業者では、職員層が薄い等経営  
142 基盤が脆弱で自力で課題に取り組むことが困難な場合も多いと考えられ  
143 ることを踏まえれば、個々の都道府県認可水道事業者を対象とした取組  
144 に加え、都道府県全域において適切な施設更新、耐震化、それらの財源  
145 確保のための水道料金の適切な設定がなされうるように、都道府県下の  
146 水道事業者間の連携強化を図る、財政措置を行う等により、都道府県下  
147 の水道事業全体の経営基盤の強化策を講ずることも必要である。

148

#### 149 (2) 水道事業者としての地方公共団体の責務

150 地方公共団体は水道の計画的整備を進める責務を負うとされており、これ  
151 まで、水道事業者として水道の整備を進めてきたが、普及が進み、水道が国  
152 民生活にとり必要不可欠なものとなった現在では、水道を維持し、将来世代  
153 に確実に引き継ぐことを責務とすべきである。

154 また、水道には施設基準（水道法（昭和32年法律第177号）第5条）  
155 を満たしていることが求められているが、この施設基準には「水道施設の  
156 構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を  
157 有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければなら  
158 ない。」とあり、老朽化した水道施設を更新すること、水道施設の耐震化を  
159 進めることは、本来的に水道事業者に課された義務である。

160

161 水道事業者は、まずは自らの置かれた状況を直視し、現状の取組と将来の  
162 見通しを直視し、水道を持続するために何が足りないのかを把握し、解決策  
163 を模索することが求められる。

164

165 しかしながら、人口増加が前提で水道料金収入増が見込まれていた時代か  
166 ら、人口が減少に転じ、水道料金収入の減少が多く地域で現実化している  
167 時代へと移り、水道事業の経営の困難さは増している。

168 加えて、職員数の減少・高齢化も進行しており、特に中小規模の水道事業

169 者においては、施設の更新・耐震化を行い、事業を将来にわたり継続させる  
170 ことが困難になっている場合もあると想定される。

171 こうした状況に対応するためには、次に述べるような経営基盤強化に向け  
172 た取組が不可欠である。

173

## 174 2 経営基盤強化について

### 175 (1) 広域連携の推進

#### 176 (広域連携の必要性)

177 事業経営の困難さが増す中、これからの水道事業の経営には、長期に  
178 わたって財源を手当しつつ、地域の将来像を見据えて施設の更新・再構  
179 築を進めるといった対応が不可欠であるが、水道事業者の職員数が減  
180 少・高齢化していることを踏まえると、必要な人材を個々の事業者が個  
181 別に確保し続けることは、特に零細な事業者においては、現実的ではな  
182 い。

183 水道を支える人材を、地域単位（都道府県内を1～数ブロックで構成  
184 するイメージ）で、広域的に連携して確保し、さらには将来に向けて継  
185 続的に育成していく取組が効率的かつ効果的と考えられる。なお、特に  
186 事業規模の小さい簡易水道については、すでに上水道との統合、又は複  
187 数の簡易水道の統合を図ることを国の方針として示しているところであ  
188 るが、上水道化してもなお必要な人材の確保が困難な場合には、さらに  
189 周辺事業者との連携を図る必要がある。

190

191 また、地域単位で広域的に連携することによって、施設の共同利用や  
192 調達や水質検査等の共同実施等により、スケールメリット（規模の経済）  
193 が働き、経営コストの削減が進むことも期待できる。

194

#### 195 (広域連携のあり方)

196 水道事業者間の広域連携は、スケールメリット創出によるコスト削減  
197 のみならず、長期にわたって財源を手当しつつ、地域の将来像を見据え  
198 て施設の更新・再構築を進めるといった戦略的な取組が可能となるよう  
199 な人材確保の観点が必要である。

200 給水人口が分散して採算を取りにくい中小規模の事業者の場合、事業  
201 統合によりスケールメリットを求めることが課題解決の有効な選択肢と  
202 なる場合が多いと想定されるが、この場合でも、人材確保の視点を持つ

203 　　で統合を進め、統合後の事業者において、いたずらに人員削減を行って  
204 　　しまうことなく、水道が直面していくこととなる新たな課題に対応する  
205 　　能力が確保されるよう留意する必要がある。

206

207 　　このため、広域連携の形態は、「広域化」の代表的な形態である水道料  
208 　　金の統一を伴う事業統合である必要は必ずしもなく、都道府県域全体と  
209 　　して、職員層の厚い大都市の水道事業者や都道府県営の水道用水供給事  
210 　　業者、先進的な取組を行っている水道事業者の人材を活用する観点から、  
211 　　経営統合（経営主体を統合するものであり、事業は統合しないため水道  
212 　　料金は異なる設定が可能。）や、さらには人材の融通・派遣、事務的な協  
213 　　力の実施など、地域の実情に応じて選択することが考えられる。また、  
214 　　このような地域全体での人材の活用を通じて、地域の水道の将来を担う  
215 　　人材の育成が図られることが期待される。

216

217 　　（都道府県の役割）

218 　　水道の持続性を高めるためには、水道事業者間の連携が重要であるが、  
219 　　個々の水道事業者ごとに事業環境が異なり、現時点での経営の困難さの  
220 　　違い等から、連携に熱心な事業者もそうでない事業者も様々である。

221 　　そのため、市町村を包括する広域の地方公共団体であり、広域にわた  
222 　　る事務や市町村に関する連絡調整に関する事務を担う立場にある都道府  
223 　　県が、関係市町村による協議の場を設定する、自ら連携の鍵となる人材  
224 　　を供給する又は事業者等との交流を通じて発掘するなど、地域の連携の  
225 　　推進役を担うことが重要である。

226

227 　　（国の役割）

228 　　水道事業者間の連携は水道の持続性を高めるために重要な取組であるこ  
229 　　とから、国は、都道府県による広域的な連携の推進の取組状況について定  
230 　　期的なフォローアップを行い、広域連携のあるべき方向性について示す等  
231 　　により、都道府県の認識を高め、その取組を後押しすべきである。その際  
232 　　には、都道府県に対し、広域連携の好事例や課題について情報提供を行い、  
233 　　全国的な共有化を図るとともに、職員派遣等の取組に対して財政支援する  
234 　　こと等を検討すべきである。

235

236 　　また、国はその認可事業者に対し、都道府県と連携して、必要な助言等

237 を行い、地域の他の水道事業者との連携を推進するとともに、各都道府県  
238 の担当者や各地の水道事業者の経験豊かな職員など水道事業に関わる者の  
239 交流を促し、地域を越えて水道事業関係者が繋がり、解決策を検討するに  
240 あたって有用な刺激を共有できるようにすべきである。

241 さらに、国（一定規模以下の水道事業者等に対しては都道府県）は、水  
242 道事業の統合等について合理化の勧告を行う権限を有している（水道法第  
243 41条、水道法施行令（昭和32年政令第336号）14条）ことに留意  
244 し、当事者の理解を踏まえつつ、必要な指導等を行うべきである。

245

## 246 （2）都道府県の機能の強化

247 都道府県下の水道事業者の連携強化を図りやすくなるよう、都道府県に、  
248 以下の権限等を付与すべきである。

249

### 250 1）協議会の設置

251 都道府県は、都道府県下の水道事業者の連携を図るため、協議会を設  
252 置することができることとすること。協議会の構成員は協議会の決定事  
253 項を尊重する義務を負うこととすること。

254 また、市町村からの要請を受けた場合には都道府県は協議会を設置し  
255 なければならないこととすることも検討すること。

256

### 257 2）都道府県による財政支援

258 都道府県は、都道府県下の水道事業者に対し、国から交付された交付  
259 金の交付事務を引き続き担うこと（平成27年度から実施）。加えて、水  
260 道事業者の支援を行おうとする都道府県の取組が円滑に進むよう、都道  
261 府県が独自に水道事業者に対して財政支援を行える枠組を設けること。

262

### 263 3）都道府県主導による水道事業基盤強化計画の策定

264 地方公共団体の要請を受けて都道府県が策定する広域的水道整備計  
265 画（水道法第5条の2）とは別に、要請がなくとも都道府県が自発的に、  
266 広域連携の推進等による水道事業の基盤強化に関する具体的な計画を  
267 関係地方公共団体と協議の上で策定できることとすること。

268

269



270  
271  
272  
273  
274  
275  
276  
277  
278  
279  
280  
281  
282  
283  
284  
285  
286  
287  
288  
289  
290  
291  
292  
293  
294  
295  
296  
297  
298  
299  
300  
301  
302  
303

(3) 事業統合の方向性

広域連携の一つの形として事業統合がある。人口減少による水需要減が  
確実視されることを踏まえると事業統合は一つの有力な選択肢であり、次  
のような観点のもとに推進すべきである。

(水道用水供給事業と水道事業の統合の推進)

水道用水供給事業については、かつては緊急かつ広域的に水供給を行  
う態勢を整えるために、当面、水道用水供給事業という形態を活用し、大  
規模な施設整備を図っていくのが適当とされていたが、水道の普及が進  
み、全国的に見て水需要が減少している現状では、当時の期待された役  
割を終えつつあるものと考えられる。

水道用水供給事業と受水水道事業の統合は、水源から給水栓までの一  
元管理が実現され、安全な飲料水を常時供給し続けるために有効である  
とともに、既に施設がつながっているため施設の統廃合が行いやすい、  
水道用水供給事業の所有する水源や浄水場等と受水事業者が所有する施  
設との再編により合理的な施設利用が図られるなど統合の利点が多いと  
期待されることを踏まえ、水道用水供給事業を地域の水道事業の統合の  
核として、積極的に推進すべきである。

(流域単位での事業統合の推進)

水道事業の事業環境は原水をどこに求めるかによるところが大きいこ  
とから、水道事業は効率的省資源的な経営を行うために、将来的には、  
流域単位での統合を進めていくべきである。

(4) 官民連携の推進

水道事業を支える人材の確保としては、水道事業者間の人材の融通のみ  
ならず、民間企業の経営ノウハウや人材の活用にも積極的に取り組むべき  
である。

例えば、官民の共同出資会社が受託事業を増やすことにより、水道事業  
の広域化を進めることも、水道事業基盤強化策の一つと期待できる。また、  
民間企業の人材が官民交流により水道事業体の職員として広域連携の推  
進を担うことも考えられ、水道事業者、都道府県、民間企業等が、従来  
の垣根を越えて柔軟に交流し、互いの知恵を出し合う取組が有効である。

官民連携には、水道事業の個別の業務を委託する形のほか、第三者委託

304 やPFIの活用など様々な形があり、水道事業者は、経営の弱点や地域の実  
305 情に応じて様々な展開を検討するべきである。

306 また、民間企業を活用してIT化を進め事業効率を高めることも、水道  
307 事業の経営基盤の強化につながるものであり推進すべきである。

308 一方、民間事業者においても、水道事業者からの幅広い要請に十分応え  
309 るための体制の充実・強化など、より積極的かつ柔軟な対応が期待される。

310

### 311 (5) 都道府県営水道事業の位置付けの明確化

312 上記のように広域的に水道事業を実施することには利点があり、現に都道  
313 府県営水道事業や、水道事業を都道府県単位で統合する取組もあることを踏  
314 まえ、水道事業の市町村経営原則を見直し、都道府県も主要な経営主体とし  
315 て位置づけることを検討すべきである。

316 なお、官民連携による広域化の推進も水道事業の基盤強化の解決策の一つ  
317 であることを踏まえ、民間の知恵と活力を活かすべく、民間事業者による水  
318 道事業の経営も引き続き可能とすべきである。

319

## 320 3 水道施設の更新・耐震化、規模の適正化の推進

### 321 (1) アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的資産管理）の推進

322 国民皆水道とも言えるほどの高い普及率に達した今、水道施設は新たに拡  
323 張する時代から今ある施設の維持を中心とした時代へと移り変わり、保有す  
324 る施設を計画的に更新することが重要となっている。

325 また、水需要の減少が想定されるなか、更新時に合わせて、施設規模の適  
326 正化を進めることも効率的に事業運営を行う上で重要である。

327

#### 328 (アセットマネジメントの義務付け)

329 水道施設の修繕、更新、耐震化及び再構築（以下「更新等」という。）  
330 を、長期的視野に立って更新需要を把握した上で、財源確保を考慮しつ  
331 つ計画的に行うことを、水道事業者に義務付けるべきである。

332 国は、アセットマネジメントは更新需要の試算に止まるものではなく、  
333 試算結果を踏まえて財源を確保し、施設の更新等を実施することまでを  
334 含めたものであるとの認識を広めるとともに、水道施設の更新等を適切  
335 に行う上で求められる事項を明らかにするべきである。

336

337 (アセットマネジメントによる更新需要等の公表)

338 更新等の工事の実施や水道料金への理解を求めため、水道施設の老  
339 朽化等の状況及び長期的視野に立った更新等の見込み（更新等の内容・  
340 時期・所要額）を需要者へ情報提供することを水道事業者に義務付ける  
341 べきである。

342  
343 (2) 効率的な施設投資の推進

344 給水人口が減少し、地域住民からの水道料金収入では管路の維持が困難に  
345 なる地域が出現しつつあることを踏まえ、水道施設の更新は、老朽化の度合  
346 いのみならず、将来の人口変動を見据えた地理的な重要度や、防災計画・都  
347 市計画との整合性を考慮し、管種の選択や更新時期の設定、施設規模の選択  
348 を適切に行うとともに、広く流域単位の視野をもって、施設の統廃合や共同  
349 利用を進め、過大な施設投資により将来に無用な負債を残すことのないよう  
350 に留意するべきである。

351 なお、省エネルギー対策としても、効率的な施設投資の推進が有用である。

352 国や都道府県は、施設の統廃合の好事例や小規模事業者に適した技術の普  
353 及等により規模の適正化を誘導するよう努めるとともに、認可等に際しては、  
354 施設投資が効率的なものとなっているかとの視点も踏まえた指導等を行う  
355 べきである。

356  
357 (3) 認可権者（国、都道府県）による働きかけの強化

358 老朽化した水道施設を放置せず、また、必要な耐震化を進めることが、水  
359 道事業の持続性を高めるために必要不可欠であることを踏まえ、認可権者に  
360 よる水道事業者に対する働きかけも強化すべきである。

361  
362 (水道事業の運営状況に関する情報の公表)

363 国は、水道事業者が自らの置かれた状況を適切に把握できるよう、国  
364 認可水道事業者の管路の経年化率、更新率等のデータの公表を継続する  
365 とともに、その他の水道事業を取り巻く環境や、水道事業の運営に関する  
366 情報を、水道事業者の職員や国民の理解が、より進む形で公表できる  
367 よう工夫を続けるべきである。

368 都道府県においても、体制が整い次第、県認可事業者について同様の  
369 取組を行うべきである。

370

371 (首長や事業管理者への情報伝達)

372 水道施設の更新は大きな財源を伴うことが通例であり、更新計画の決  
373 定に当たっては経営的な判断が必要であることから、国及び都道府県は、  
374 従来の技術管理者に対する働きかけに止まらず、直接、首長や事業管理  
375 者に対して、既存の会議等を活用して情報伝達や意見交換を行う等によ  
376 り、水道事業の経営が今後厳しさを増す状況にあることや、水道施設の  
377 更新や耐震化の必要性、水道事業者間の連携の必要性を伝達するべきで  
378 ある。

379

380 (適切な施設更新、規模の適正化の促進)

381 1) アセットマネジメントの実施の指示

382 水道事業者の施設の更新等への取組が不十分と認められる場合には、  
383 認可権者は水道事業者に対し、アセットマネジメントの適切な実施（水  
384 道施設の更新等について、必要な財源の確保も見込みながら数十年先を  
385 見据えて計画し、又は計画を見直し、実施すること）を指示等できるこ  
386 ととすべきである。

387

388 ※ 施設の更新等への取組が不十分と認められる例

389 ○ 更新等に係る計画が策定されていない場合

390 ○ 更新等に係る計画は策定されているが、

391 ・更新需要の把握対象が一部の施設に限られている場合（人口減少  
392 が著しい地域について更新ではなく修繕による対応を行うと決定  
393 しているなど理由がある場合を除く。）

394 ・管路等の更新時期の設定が、有識者の意見を聞いていない、デー  
395 タに基づいて行われていないなど、科学的に行われていない場合  
396 や、財源による裏付けを伴っていない場合

397 ・将来の給水人口減少を踏まえない過大な投資である疑いがある場  
398 合

399 ・計画に従って更新等が実施されていない場合

400

401 2) 立入検査等の機会を捉えた指導・助言

402 水道施設の老朽化の進行や、耐震化の遅れは水の安定供給を揺るがし  
403 かねない問題であり、早急な対応が求められることから、国や都道府県  
404 は、当面の間、定期の立入検査等の際に、重点的に施設の更新等の取組

405 を聴取し、取組が不十分であると認められる場合には、アセットマネジ  
406 メントの実施の指示等を含めて指導・助言を行うこととすべきである。

407

408 (先行的に働きかけを行うべき水道事業者)

409 国認可の水道事業者については、給水人口が多く、万一水道の持続性  
410 が損なわれた場合の社会的影響が大きい一方、職員層が厚く、事業者単  
411 独で直ちに施設の更新等に取り組む余地があることが期待できることか  
412 ら、特に管路の経年化率、更新率、施設の耐震化率等に課題のある事業  
413 者を中心に、立入検査を活用した指導・助言や事業管理者との意見交換  
414 等の働きかけを先行的に行うべきである。

415

#### 416 (4) 給水区域の縮小等への対応

417 水道法の事業認可制度は、認可された給水区域、給水人口及び給水量の範  
418 囲内において事業の経営を行う権限を付与したものと解されており、事業の  
419 変更認可は水需要等が増加する場合に受ける仕組みが取られ、給水に支障の  
420 ない範囲において、水道事業者が当面の給水量、給水人口等を設定して事業  
421 を運営することは差し支えないとされている。

422 しかし現実的には、給水区域における給水義務(水道法第15条)が課せ  
423 られていることから、給水契約の申込みに備え、常に水の供給体制を整備し  
424 ておく必要があり、認可された範囲より事業規模を縮小することは困難との  
425 指摘もある。

426 今後は、人口減少に伴い、給水区域や給水量の縮小が必要となることも考  
427 えられることから、給水区域等を縮小する場合の事業変更認可等を可能とす  
428 べきである。

429

## 430 4 水道料金の適正化の促進

431 水道事業者において、長期的な視野に立って更新等に係る必要経費を踏ま  
432 えた上で適切な料金設定が行われるよう、以下のことに取り組むべきである。

433

### 434 (1) 水道料金の前提条件の確認

435 現行水道法上、水道料金は、「能率的な経営の下における適正な原価に照ら  
436 し公正妥当なものであること」とされ(水道法第14条第2項第1号)、また、  
437 この原価の中には、水道施設等の資産を維持するための費用(資産維持費)  
438 が含まれるものとされている(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45

439 号)第12条)。

440 また、水道事業者は、水道施設を地震等に耐えうるものとしなければなら  
441 ないとされている(施設基準(水道法第5条))。

442

443 これらを踏まえると、水道法は『清浄にして豊富「低廉」な水の供給』を  
444 目的として謳い(水道法第1条)、生活に必要な不可欠である水の価格が、生活  
445 を圧迫するものとならないことを目指しているものと考えられるが、この「低  
446 廉」は、「安全」な水を、災害等に対応しうる「強靱」な施設を確保し、かつ、  
447 将来にわたって「持続」的に供給することを可能とすることを前提としてい  
448 るものであると解釈すべきである。

449 水道料金の適正な設定を推進するために、この点を明確に示すべきである。

450

#### 451 (2) 資産維持費の取扱いの適正化の推進

452 (資産維持費に関する公的見解の提示)

453 水道料金の設定に当たっては、資産維持費を考慮すべきとされているが、  
454 資産維持費として求める水準・内容について、改めて、公的な見解を示すべ  
455 きである。

456 その際には、資産ではなく資本の維持の観点での記述されている過去の通  
457 知の整理を行うとともに、新地方公営企業会計基準との関係も整理し、水道  
458 事業者が事業の置かれた状況を対外的に説明することが容易になるような技  
459 術的支援を行うべきである。

460

461 (3年の財政均衡規定の見直しの検討)

462 また、現在は、水道料金はおおむね3年を通じ財政の均衡を保つことがで  
463 きるように設定されていることが求められているが(水道法施行規則第12  
464 条)、この年限の見直しの必要性についても併せて検討すべきである。

465

466 (認可権者による働きかけの強化の検討)

467 資産維持費を適切に積んでいない等水道料金の算出が不適切であり、その  
468 結果、施設の更新等が適切に行われぬおそれがある場合には、認可権者(国、  
469 都道府県)は、その旨を指摘し、改善を促す等の対応を行うことも検討すべ  
470 きである。

471

### 472 (3) 需要者とのコミュニケーションの充実

473 水道料金が施設維持等の経費を適切に見込んだ適正な水準に設定されること  
474 とは、地域の水道を維持していく上で必要なことであり、水道の事故を防止  
475 し、安全な水が将来にわたり安定的に供給されるようになるという点で、本  
476 来的に受益者の利益にかなうものである。水道事業者はこの点を踏まえ、需  
477 要者に対し、長期的視野に立った利点を伝え、水道料金の適正化について、  
478 その理解を得ることを目指す必要がある。

479 水道料金について、需要者の理解を得るには、水道料金の算定の根拠とな  
480 る更新等の事業の内容・必要性について情報発信し理解いただくとともに、  
481 水道事業経営自体の効率性についても十分に説明を行うことが求められる。

482 水道料金の適正化に当たっては、更新等のための財源確保を目的として料  
483 金値上げに成功した事例等について、水道事業者間で情報共有が図られるこ  
484 とが重要であり、国はそれらの情報を整理し発信すべきである。

## 485 486 5 管路維持困難地域への対応

487 浄水施設等から遠く離れているとともに、給水人口が大幅に減少し、管路  
488 を維持し続けることが、経済的に合理的でない状況になると予想される地域  
489 では、管路による給水以外の方式による給水が有用である可能性がある。そ  
490 うした新たな方式を水道法に取り込むべきかを検討するための基礎的情報と  
491 して、まずは、実態調査や水質管理等に関する調査研究を進め、課題の明確  
492 化を図るべきである。

## 493 494 6 その他

### 495 (1) 水質

496 水道の水質については、水道創設期以来のたゆまぬ努力により、基本的  
497 に水の安全に係るリスクの低減化や水道水質の向上が実現している。この状  
498 態を維持・向上させるよう、引き続き、水源保全や、水源から給水栓までの  
499 統合的アプローチによる水質管理の促進、クリプトスポリジウム等対策指針  
500 に示される施設の改善等に取り組むべきである。

### 501 502 (2) 地球温暖化対策

503 水道事業は、浄水設備の稼働や高所へのポンプ揚水のために、全国の電力  
504 消費の約1%を消費しており、水道事業者は、一層の省エネルギー対策、再  
505 生可能エネルギーの利用向上に努めるべきである。また、河川表流水を取水

506 する水道事業者においては、将来的な施設の再構築に当たり、取水場所を上  
507 流に求めて位置エネルギー活用による省エネルギー対策を図ること等も考  
508 えられる。国は、省エネルギー設備の導入に対する予算措置等により、引き  
509 続き地球温暖化対策の推進を図るべきである。

510

### 511 (3) 災害時の事業者間連携

512 首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生や気候変動に  
513 伴う豪雨災害の増加が予測される中で、災害時の事業者間の連携など、水道  
514 事業における危機管理は、その重要性を増している。

515 現在、(公社)日本水道協会を中心として、災害時における広域的な水道  
516 の応援体制が組まれているところであるが、応急給水や応急復旧等の事例の  
517 積み重ねを経て、見直すべき点があれば適宜見直しを行い、災害に備えた体  
518 制の整備に引き続き努めるべきである。

519

### 520 (4) 地下水利用

521 水循環基本法(平成26年法律第16号)に基づいて策定された水循環基  
522 本計画において、地下水の管理の必要性が謳われている一方で、地下水から  
523 水を汲み上げる専用水道が増えているとの報告もある。健全な水循環の確保  
524 を図る上で、地下水利用についてどのような取組を行うべきか、地下水利用  
525 の専用水道の動きを注視する必要がある。

526 また、大口需要者ほど逡増する料金体系が一般に取られていること等が地  
527 下水利用の専用水道増加の一因であり、結果として、水道事業者として大口  
528 需要者を失うこととなっているとの指摘もある。

529 水道という公共サービスを将来にわたって確実に維持するための負担の  
530 分担のあり方について、まずは、専用水道と公営水道を併用する大口需要者  
531 と十分な意見交換を行うことが重要である。